

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 1 3 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書【確定版】等の
一部修正について

障害保健福祉行政の推進については、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書等については、令和3年3月31日付事務連絡「障害福祉サービス等報酬改定等に係るインタフェース仕様書【確定版】等の提示について」（以下「令和3年3月31日付事務連絡」という）にて、確定版を示したところでございますが、下記1の資料について、一部修正が入りましたのでご連絡します。

また、報酬改定にかかる追加の資料も新たに作成したので、併せて送付します。

ついては、システム改修の参考として、管内市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 令和3年3月31日付事務連絡より修正・新規で作成した資料
 - 1-1 体制等状況一覧表【修正】（※）
 - 1-2 体制等状況一覧表【見え消し】【修正】（※）
 - 1-1-1 介護給付費等単位数サービスコード【修正】
 - 1-1-3 障害者支援施設が行う処遇改善加算等を算定する場合の請求明細書の記載例について【新規】
 - 1-1-4 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&Aについて【新規】
- ※令和3年4月8日付事務連絡「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2（令和3年4月8日）」等の送付についての別添資料の再掲
2. 修正内容
 - (1) 1-1、1-2 体制等状況一覧表
児童発達支援および放課後デイサービスについて、以下のとおり「その他該当する体制等」欄の名称を変更

【修正前】障害児状態等区分

【修正後】提供時間区分（旧：障害児状態等区分）

なお、インタフェース仕様書（都道府県編）の障害児施設異動連絡票情報（サービス情報）等における「障害児状態等区分」の名称については、上記修正に伴う変更を行わないため、「提供時間区分」と読み替えて使用すること。

（２）介護給付費等単位数サービスコード

児童発達支援および放課後等デイサービスについて、以下の「算定項目」欄の記載を修正

【修正前】医療的ケア児（16点以上 32点未満）の場合
医療的ケア児（16点未満）の場合

【修正後】医療的ケア児（16点以上）の場合
医療的ケア児（3点以上）の場合

※「サービスコード」、「サービス内容略称」、「合成単位数」欄に変更はありません。

3. インタフェース仕様書の全文等の資料管理について

インタフェース仕様書の全文及び事務連絡に添付した資料については、以下の厚生労働省ホームページを更新し、最終版として管理しておりますので適宜ご参照願います。なお、1-11の資料については、【掲載場所】（２）のURLに掲載するので、そちらをご参照ください。

【掲載場所】

（１）. インタフェース仕様書の全文の最新版の掲載箇所

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174643_00010.html

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害者自立支援給付支払等システム関係資料>障害者自立支援給付支払等システムに係るインタフェース仕様書>令和3年4月施行分

（２）. 算定構造・サービスコード表等（過去に添付した資料）の最新版資料の掲載箇所

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00016.html

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉>障害者自立支援給付支払等システム関係資料>報酬算定構造・サービスコード表等>令和3年4月施行分

以上

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課給付管理係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3009)

MAIL : syougaisystem@mhlw.go.jp